

戦いは開始され、組合ではこの争いを打ち切らぬ、この争いを大衆化し、社会戦と
して戦い、五月六日夜半、支那員、青島、都賀百廿八名も塩原村海岸に動員し、午前
一時、田辺裁判所へ至り、大島地区委員長外九名の代表を挙げて、監禁判事へ、百
姓をばしこうす立禁をやめろ、立禁を許すと陳情抗議した、

それより前、四月には、少年部対策委員会では、小学児童の同盟休校に就いて、協議を
遂げ、五月八日から少年部青年会場、官舎前の二ヶ所へ日高農民小学校を設置し、湯川、助
内原、赤見、藤田の全農支部の児童百八十五名が参加開校したが、平常に繁盛する
の澤原の大地、河原十戸に於て、廢校の余儀なきに到つた、斯く加へて、全
力を挙げて戦ひを続け指導したが、六月末、争闘の結果は、乱れ初め夫「その頃、地主
協会では立禁保証金だけでも参万円以上を投じて居り、有力な地主は日高銀行のつ
れぐれに受けて財産情態をなつて居るか、死かもの狂ひの総攻撃で夫かであるその
場合こちらが勝つてしまふ、持久戦の構へを、本訴提起をせまれば金がなれ、八年度
の小作料を失ふ心配もあつた、地主協会は必ず内師から崩れ去らう、これに依つて、
小作人が抱く戦いもある事、依つて、植付けは少くも別るが、植付けはあくも夫の
ものは半作で、この半作は本年度争闘の結果「結果の敗北を直接の原
は、日高地区の争闘対策委員会を、三、四幹部のあわく果てた、果てると、果てると、二

幹部の統制と組織を無視して表切りの反動行爲がある、それ等のため、果敢指導部の統
制と指導は無視される、(イ)、小作料は這つて協定をなすこと、(ロ)、立禁地耕作は小作
人は夫として毛付けすること等の雇傭的取柄の条件で、(但し小松原支部全員は小作
料を保證金として供託して立禁地を耕作せらるる)休戦し日高地区の争闘は夫に
その後、調停を申立て調停は続行されるが、現在の日高地区協会の交渉せる組織
も、夫は、有利な条件で解決する事は至難である、又、大衆的な圧力も、夫は、調停
が夫は、夫の現状では絶対的勝ち得ないであらう、解決の見透しは現在の所、夫は、
なす、

(ロ) 野口支部では、大衆的圧力も、夫は、夫の結果、昨年十一月、(イ)、昭和七年度
は三割減形、(ロ)、昭和四、五年度の三ヶ年々減形は三割の一にまけると云ふ有利な条
件で解決した。

二、有田地区争議

民中、徳田両支部では、七年度小作料二割五分一四割の減形を要求して戦つたが、三割か
ら四割減で解決した。

八年度小作料は一割減で全部解決してある。

三、和歌山地区争議

岸島支部では、和可山築港建設に伴い土地取上げに對し、昭和七年十二月、耕作権回復